**平成２９年（フ）第７３号**
島根県出雲市大社町修理免466番地１
債務者　古福　康雅
１　決定年月日時　平成29年12月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　錦織　正二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（フ）第１７１号**
山形市北町４―13―７　プロシードミュー114号室、住民票上の住所山形市南一番町10番36―801号　ノヴェルコート南一番町
債務者　吉田　文一
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　直人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２６４９号**
横浜市緑区中山町929番地
債務者　越川　祐次
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１７６１号**
愛知県小牧市大字久保一色3035番地４　ベル・エ・キップ205号
債務者　栗崎美智男
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横江　俊祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第１１７号**
北海道小樽市高島５丁目９番335号　高島住宅、前住所北海道小樽市奥沢１丁目１番10号奥沢独身マンションＣ―５
債務者　杉村正司郎
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第５０４号**
兵庫県尼崎市潮江１丁目３番31―402号　松田方
債務者　小林　隼人
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６３７号**
兵庫県西宮市愛宕山15番42号、前住所兵庫県姫路市的形町的形1778番地１（サンパティック的形717号）
債務者　扇田　直美
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２３１号**
福岡県小郡市希みが丘２丁目14番地10
債務者　中尾　雅子
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第２５１号**
佐賀市三瀬村三瀬2696番地４　岩屋団地３号、前住所佐賀市大和町大字松瀬864番地第２
債務者　川浪　陽子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２２８号**
秋田県潟上市飯田川飯塚字樋ノ下15番地７　駅前第２団地214号
債務者　野呂田みどり
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１６４号**
茨城県龍ケ崎市佐貫町489番地10　若葉荘２号室
債務者　新田　　勲
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第４２号**
石川県羽咋郡宝達志水町敷波二34番地32、従前の住所石川県羽咋市千里浜町ワ61番地４
債務者　吉岡　正寛
１　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２９年（フ）第６０７号**
兵庫県西宮市今津曙町７番６―305号、前住所兵庫県西宮市小松南町１丁目12番10号　レクシア武庫川205号
債務者　奥山　　徹
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６１５号**
兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―455号、前住所大阪市港区弁天１丁目２番30―3309号
債務者　濵名　沙織
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６４５号**
兵庫県尼崎市七松町３丁目１―１―407、住民票上の住所兵庫県川西市東多田２丁目28番３―８号
債務者　藪林　厚志
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６５１号**
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目11番９―303号
債務者　福本　正子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係